

正倉院文書写経機関関係文書編年目録―天平十六年―

北村 安裕

一 はじめに

本稿は、本誌第三号（一九九九年三月）より継続している正倉院文書写経機関関係文書編年目録の第一〇回目にあたる。今回対象とするのは、天平一六年（七四四）である。本目録作成に至った経緯やその目的などについては、第三号を参照していただきたい。

二 凡例

- ・ **文書番号**は原則として日付順に付した。但し、特に密接な関係を有する文書は隣接させた場合がある。
- ・ **文書番号**には階層性を持たせている。単体の文書が集合して継文をなす場合、その集合に文書番号を付し、各文書には枝番号を付した。また、各文書が小集合を構成し、数個の小集合が集合するか、小集

合にさらに文書が続くなどして、より大きな集合を構成している場合には、最も大きい集合に文書番号を与え、小集合或いはそれに連続する各文書に枝番号を、各小集合内の各文書にはさらに枝番号を付した。

- ・ **文書名**の付け方については、その文書の作成目的が明確になるように心がけた。したがって『大日本古文書』の文書名とは必ずしも同一ではない。題箋がある場合には基本的にそれに基づき、公式様文書の場合は発信者と書式を明示する文書名を付けた。

- ・ **年月日**の項には、その文書の作成年月日（帳簿の場合には開始年月日）を示した。（ ）は推定。以下全ての項目において、年号の天平感宝は「感宝」、天平勝宝は「勝宝」と略記し、正月は「1」月、閏月は①のように示した。

- ・ **期間／作成**の項には、作成年月日が特定できる文書には「作成」を、帳簿など複数の年月日にわたる場合や特定できない場合にはその記載対象の最終年月日を「〜」に続けて示した。なお、案文などは記

載年月日と作成年月日が同一とは限らないが、特に区別はせず、記載年月日をもって作成とした。

・写経事業等の項には、主にその文書がどの写経事業に関する文書かを記した。特定の写経事業等と関係しない文書については「―」で示した。なお、複数の写経事業に関わる継文の場合、関係する写経事業をもっとも大きい集合の本項に列記し、枝番号を付した各文書については省略したことがある。

・文書機能の項には、数段階の文書機能が明らかな場合は、目録として採用した主たる機能のほかに、() にその旨を記したものがあ

る。

・作成／発信↓受信の項には、文書の作成／保管主体、または文書の発信者／受信者を示した。また、案文の場合には「写疏所(↓金光明寺造物所政所)」という形で、推定される正文の受信者を示した。

・大日古の項には、『大日本古文书』編年文書二五巻における所在を巻数と頁数によって八四一(八巻四一頁の意)のごとく示した。

『大日本古文书』編年文書に収録されていないものは、原則として「未収」とした。

・文書の所在の項では、以下の略号を用いた。S 正集、Z 続修、ZK 続修後集、ZB 続修別集、J 塵芥、ZZ 続々修、拾遺 国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』。断簡番号は、東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』既刊部分(正集・塵芥、以下編纂所目録と略す)はそれに従い、必要に応じてマイクロフィルムの紙焼写真に示された紙数番号を()で示した。未刊部分は紙数番号のみを記した。

・文書の所在から他の利用にかけての項は、文書と料紙との対応を視

覚的に明示するようにした。このため、これらの項は文書の区切と必ずしも対応していない。また、文書・継文を構成する各断簡の接続上のまとまりを、I・IIの形で文書の所在の項に表示した場合がある。

・次の項には、当該文書が何次利用かを示した。

・他の利用の項には、同一の紙質上に当該文書以外に文字を書く媒体として利用されている場合に、それを示した。主に紙背の利用である。利用がない場合は空欄とした。

・備考の項には、上記以外に担当者の気づいた留意点などを示し、端裏書や、八世紀当時及び近代の編成時における往来軸・付箋の情報には必ず記すことにした。また、正倉院事務所所蔵『正倉院御物目録』「未収古文书目録」(以下未修目録と略す)による情報「飯田二〇〇一〜二〇〇三」を記した。

・金光明寺付属の写経機関は様々に呼称されるが、基本的には文書の表記に従い、それ以外は「写疏所」に統一した。

・宮内庁正倉院事務所編『正倉院文書影印集成』解説は、集成解説と略す。

・本目録に含まれない天平一六年の内容を含む文書について、以下の略号を用い、必要に応じて「八一三五」の形で『大日本古文书』編年文書の巻数と頁数を示した(以下、本文で『大日本古文书』編年文書の巻数・頁数を示す場合にはこの方式による)。所在等については、先行目録の当該文書の項を参照されたい。

〔写経所解案A〕：天平一六年七月二五日写経所解案(飯田目録
〇五七—〇〇二)

〔写経所解案B〕：天平一六年一二月二四日写経所解案(飯田目

録〇五七—〇〇三)

〔常疏料紙収納帳〕：天平一五年八月二日常疏料紙収納帳（飯

田目録〇三二)

〔常疏紙充帳A〕：天平一五年六月一五日常疏紙充帳（飯田目録

〇一九)

〔常疏紙充帳B〕：天平一五年八月一〇日常疏紙充帳（飯田目録

〇三〇)

〔常本充帳〕：天平一五年九月常本充帳（飯田目録〇三三)

〔常疏校帳〕：天平一五年一二月常疏校帳（飯田目録〇五八)

〔常疏充装潢帳〕：天平一五年一〇月一〇日常疏充装潢等帳（飯

田目録〇四一)

〔間紙充帳〕：天平一五年五月間紙充帳（飯田目録〇一一)

〔間本充帳〕：天平一五年九月一日間本充帳（飯田目録〇三

四)

〔間校帳〕：天平一五年五月間校帳（飯田目録〇一七)

〔雑書充装潢帳〕：天平一五年八月九日雑書充装潢等帳（飯田目

録〇三二)

〔収納并返送帳〕：天平一五年五月一日律論疏集伝等本収納并返

送帳（飯田目録〇一五)

〔検定并出入帳〕：天平一四年納櫃本経検定并出入帳（三上目録

三〇)

〔筆墨納帳〕：天平一五年五月一日写疏料筆墨納帳（飯田目録〇

一〇)

〔筆墨充帳A〕：天平一五年五月一八日写疏料筆墨充帳（飯田目

録〇一一)

〔筆墨充帳B〕：天平一五年七月二三日写疏料筆墨充帳（飯田目

録〇二四)

三 写経事業の概観

1 天平一六年の写経事業と写経機関

五月一日経の書写は、前年の天平一五年より新たな段階に入っていた。五月一日経は開元积経録に載る經典の網羅を目的としていたが、底本の不足によって一四年末には暗礁に乗り上げてしまった。そこで大幅な方針転換がなされ、開元积経録に含まれない録外経・別生・章疏などを加えた写経事業として、翌一五年五月より五月一日経は再始動することとなったのである〔皆川一九六二〕。本年の写経事業を推進した機関は、以上の事業の展開に対応して写疏所と称された。

前年の一五年には、五月一日経の再開と軌を一にして、いま一つは一切経書写事業が始動していた。聖武発願の大官一切経である。これにともない、事業を異にする二つの作業場が設けられ、五月一日経書写に携わっていた経師の一部は大官一切経の作業場に向向することになったが、大官一切経は同年末までに休止されてしまい、関わっていた経師は再び五月一切経の作業に戻された〔渡辺一九八七a〕。したがって、本年は写疏所の統括する単一の写経場において、五月一日経（常疏）・間写・私願経等の時々に応じた写経事業を行う体制がとられることになった。

本年の事業を担当した写疏所の案主は、辛国人成と阿刀酒主の二名である。この体制は前年の五月以来のものであり、前年には阿刀酒主が五月一日経、辛国人成が大官一切経という大まかな分掌が存在して

いたようである「渡辺一九八七a」。この案主が二名併存する体制は、五月一日経・大官一切経という二つの写経事業が並立する状況を反映していたことが指摘されている。「山下一九九九」。但し、本年には大官一切経は停止されているが、案主の定員削減はなされなかった。この後、翌一七年には辛国人成が出家して案主を去るのと前後して志斐麻呂が新たに案主として活動を開始しており、案主二名という体制は写経事業の数によらない利便性があつたのであろう。

写疏所を統括する上級機関については、金光明寺造物所とする説「若井一九八六、山下一九九九など」と造物所・政所などの所を統括する「造金光明寺所」とする説「渡辺一九八七b」とがあるが、本稿では前者の説により金光明寺造物所とする。「四二」「四八」などには、金光明寺造物所が外部機関との写疏所に関連する折衝の主体としてみえており、写疏所の上級機関として相応しいと思われる。金光明寺造物所政所に属する官人については、他に本官を有する場合が多く「山下一九九九」、その大部分は皇后宮・春宮坊の官人であつたと推定される。官人たちの役職は判然としない場合が多いが、本年に関わるものとしては市原王・田辺真人の二名がそれぞれ長官と史生であつたことが知られる。それ以外にも高屋赤麻呂・小野国堅・葛野古麻呂・川村副物・田辺足麻呂らが政所の官人としてみえる。

2 甲可宮における写経事業

天平一六年は紫香樂宮の存在がきわめて大きな意味をもつた年であつた。正月の時点で恭仁京の造営事業は既に停止されており、二月になると内外印・高御座等の移動が慌ただしく実行されて、難波宮を皇都とすることが宣言された。しかし、この宣言が出される頃には聖

武天皇は既に紫香樂宮に移っており、一月には難波宮に留まっていた元正太上天皇も紫香樂に入った。同地では前年より大仏の造立が進められており、一月には体骨柱が建てられるに至つた。こうして、紫香樂は仏教を核とした新京として整備が進められていたのである。以上の状況を反映し、本年の写経機関関係文書には「甲可宮」の語が散見され、同所における写経事業の存在をうかがうことができる。

甲可宮官人として宣している「茨田少進」（八一―一九〇）は皇后宮職の官人であることが確認されることから、甲可宮は具体的には紫香樂における皇后宮であると推定される「若井一九八六」。紫香樂宮において、皇后宮に付属した写経所が設けられており、写疏所の経師がそこに向する形で写経事業が進められていたのである。そこでの写経事業は写疏所において間写と同一の範疇でとらえられており、光明の意志に基づくものである可能性も高い「渡辺一九八七a」。

一六年の前半期については、甲可宮での写経が写疏所の作業報告である「写経所解案A」にみえる。したがって、甲可宮での作業は写疏所の事務的管轄を受けていたと考えられる。後半期については、写疏所の作業を記録した「写経所解案B」には甲可宮写経のことがあらわれない。しかしながら、天平勝宝年間経目録には、「甲可宮所奉写者」として「写経所解案A」に含まれない經典がみえており（二二―二九六―二九七）、写経事業が継続していたことが確認できる。この時期には、その他の写疏所関連文書にも甲可宮写経についてあまりみえなくなるが、これは甲可宮写経が独自の予算・体制のもとで行われるようになったためと推定される「川原一九九三」。

〔筆墨充帳A〕〔同B〕によれば、甲可宮写経に用いられた筆墨は翌一七年二月初頭までには写疏所に移されている。それに先行する時期、

おそらくは一六年末までに事業は打ち切られたのであろう〔渡辺一九八七a〕。

3 五月一日経(常疏)・問写

本年の五月一日経(常疏)の書写については、底本の収納(〔収納并返送帳〕)・料紙の収納(〔常疏料紙収納帳〕)・経師への底本支給(〔常本充帳〕)・経師への料紙支給(〔常疏紙充帳A〕〔同〕B)〔五〕〔二〇〕)・写経手実(〔四四一〇一〕)・校正の進行(〔常疏校帳〕)・裝潢への回送(〔常疏充裝潢帳〕)・布施の申請(〔四四〕〔四五〕〔四六〕)といった一連の作業に関する史料が残存しており、写経事業の進行をかなり詳細に追うことができる。作業の進行としては、前半期には法蔵撰華嚴経疏一部二〇卷・元曉撰華嚴経疏一部八卷などを中心としつつ、根本律撰一部二〇卷・鏡中集一部一〇卷・成実論義章一部二三卷などが書写された。後半期には華嚴論一部五〇卷の書写がもっとも大部のものであり、一切経要集一部三一卷・順正論疏一部二〇卷などの書写がそれに次ぐものであった。

本年の写経事業の特徴は、法蔵撰華嚴経疏・元曉撰華嚴経疏・華嚴論・華嚴孔目などの華嚴章疏や、起信論別記・摩訶衍起信論別記・起信論疏などの大乘起信論注釈書など、華嚴経関連經典の書写が多く見られる点にある。〔収納并返送帳〕によれば、これらの經典の借受先は慈訓所・平榮所・平撰所など多様であるが、いずれも元は慈訓の蔵書である場合が多い。慈訓は天平一五年に華嚴経講説の講師を務めており、その任期の終了とともに集積された華嚴経関連の底本を写経事業に用いうる条件が整ったのであろう〔山本二〇〇六〕。

問写については、経師への料紙支給(〔問紙充帳〕)・経師への底本

支給(〔問本充帳〕)・写経手実(〔四四一〇二〕)・校正の進行(〔問校帳〕)・裝潢への回送(〔雜書充裝潢帳〕)・布施の申請(〔四四〕〔四五〕〔四六〕)という作業の流れを追跡することが可能である。前半期の作業には理趣經一六卷・法蔵撰華嚴経疏二部四〇卷など比較的大部のもが含まれていたが、後半期には小部の書写が多い。

問写の特徴としては、既に常疏で書写された經典が対象となる場合が多い点が挙げられる。法蔵撰華嚴経疏一部二〇卷・華嚴孔目一部四卷・華嚴経一乗教分記一部三卷・成唯識論掌中樞要一部四卷・十一面神呪心経義疏一卷などがこれに該当する。

4 僧正弥勒経

僧正弥勒経は、玄昉発願の弥勒経一〇〇部三〇〇卷の写経事業である。これに関しては、経師への料紙・筆墨の支給(〔一三三〕)・写経手実(〔一九〕)などの史料が残る。経師に対する料紙の支給が三月半ばから開始され、写経所の多くの経師の参加のもと五月初頭までに集中的に写経が進められた。この間、常疏における経師への料紙支給が滞っていることが確認されるが、これは僧正弥勒経の作業に多くの労力が配分されたためであろう。僧正弥勒経の事業はあくまで私願経の一種ではあるが、実際の作業は常疏・問写にもある程度優先していたのである。前年の天平一五年には玄昉発願の私願経として法華経五〇部四〇〇卷・法華撰釈一部四卷の書写が行われた。これらは問写に準ずる写経として認識されていたことが指摘されている〔鷲森一九八八〕が、僧正弥勒経にも同様の性格を見いだしうるかも知れない。なお、五〇部法華経に際しては「写法花所」という写経機関名がみえるが、僧正弥勒経関連文書には同様の機関名はみえない。本事業の担当

となった案主は阿刀酒主。

四 個別文書の検討

〔〇二〕四分律抄（六卷鈔）の書写に関する記録。「常本充帳」〔間本充帳〕に四分律抄第四巻を高市老人に充てたことがみえ（八一四三二・三六八）、〔間紙充帳〕によれば天平一五年二月二日～二二日の間に四分律抄第四巻料として黄紙八〇枚を高市老人に充てており（八一三九五）、本文書の記載と合致する。ところが、結局高市老人による書写は完了しなかったようであり、一六年二月五日には鳥取益麻呂に改めて充紙がなされて書写が進められることとなった（八一三九七）。彼ら二名分の作業報告は一七年五月一日日写経手実案（二一四三五）にみえ、布施の支給は七月になされている。大平聡氏によれば、四分律抄第四巻書写は間写として開始されたが、平行して準備が進められていた常写と誤認される錯誤が生じ、甲可宮写経の開始などの混乱もあり、一六年初頭には中断を余儀なくされた〔大平一九八七〕。本文書は当該經典のかかる複雑な経緯と関連を有すると思われる。なお、本文書には第四巻は用紙七一枚とされているが、実際に高市老人が書写したのは六六枚である（二一四三五）。また、鳥取益麻呂分を含むると合計紙数は七八枚となり、本文書の数値とは合わない。

〔〇三〕経師の写紙と筆墨充当の記録。二次利用された公文（伊豆国正税帳）の一次文書面を利用して作成されている（三次利用）。大官一切経関係の帳簿に利用された反故文書は、天平一五年末から翌一六年にかけて写疏所で三次利用されるという特徴を有して

おり〔渡辺一九八六〕、本文書及び〔〇六〕はその一例である。前半の写紙数に関する記載は、筆墨充当に関する他の例（〔〇六〕〔二七〕など）から、以前に支給された墨一廷に対する写紙数を示すと考えるか。前半にみえる「官」⇨大官一切経（一五年一月）などは前年に関するものである。

〔〇五〕天平一六年閏正月から三月にかけての紙充帳。一六年の内容を含む常疏紙充帳には、「常疏紙充帳A」〔同B〕〔二〇〕などがあるが、本文書の対象とする時期について、これらは集計結果のみを記していて、料紙充当の台帳としては機能していなかった。また、他の紙充帳に載る経師は互いに重複しないが、本文書は他の紙充帳所載の経師を網羅する内容を持つ。これらのことから、この時期には他の紙充帳は用いられず、本文書が唯一の紙充帳として機能していたと考えられる。但し、本文書には案主による勘検や布施支給に関する文言はみえず、布施計算・支給等の台帳としては用いられていない。本文書の記載が終了する三月以降に、集計結果のみが他の紙充帳に転記され、布施に関わる機能はそれらの紙充帳に移行したと思われる。〔常疏紙充帳A〕〔同B〕〔二〇〕は前述のように記載する経師の重複がない独立した帳簿であり、同時期に併存していた。このように複数の紙充帳が併存する状況は〔常疏紙充帳A〕〔同B〕の作成された一五年まで遡ることができよう（二一〇）は一六年の作成であるが、所載の経師はそれ以前より活躍したことが確認できることから、これらの経師を内容とする紙充帳も一五年に存在していたと推定される。本文書はこれら複数の紙充帳に記載される経師を包括するものであ

り、複数の紙充帳を統合する意図で作成されたとも考えられるか。但し、本文書は三月で使用が停止され、複数の紙充帳が併存する状況に復帰している。

〔〇六〕筆墨の充当に関する記録。〔〇三〕と同様に公文の一次文書面を使用している。墨線で一次文書を抹消しており、抹消は本文書の文字が途切れるあたりまで続く。〔一〇二〕は以前に給した筆墨による写紙と筆墨充当の報告文書を抄出して、帳簿を作成したと思われる。〔一〇二〕は後欠のため判然としないが、同様に報告文書を抄出している可能性もある。

〔〇七〕〔〇八〕〔〇九〕〔一〇〕〔〇七〕は、天平一六年前半を中心とした間写に関する写経手実帳である。奥裏に「此手実者、可破却然、依可視所在、暫留置」とあり、将来的に破棄される前提で保存されたものと判明する。〔〇七—〇五〕は一紙に複数の経師が載せられており、案主によって作成された理趣経に関わる手実様の報告文書の案文であろう。〔〇七〕には、追記・抹消によって記載の整理がはかられている箇所が散見される。例えば、〔〇七—〇七〕は、当初法藏撰華嚴経疏第二帙第五巻の手実（合受紙八十張 現用冊八張）として作成された。その後同第三巻と第一五巻が書写されたため、朱筆で「（受紙）百六十」（現用）百卅九」と訂正され、さらに第三巻二四張を加えて最終的には「（受紙）百八十四」（現用）百六十三枚」という記載となっている。追記等は紙をまたいでなされており、手実の貼継後のものと判明する。このような追記がなされた経緯は、〔〇九〕と〔〇七—〇八〕の関係から復元することができる。〔〇九〕は〔〇七—〇八〕の追記と内容的に一致するが、「此面不要」として反故に

されている。これは、記載内容の〔〇七—〇八〕への統合にもなう措置と思われる。この例から、追記がなされる際には基となる個別の手実が存在し、この手実は追記による記載の統合とともに反故にされたと考えられるのである。なお、〔〇八〕は〔〇七—一〇〕、〔一〇〕は〔〇七—一一〕と内容がそれぞれ一致し、同様の事情で不要となったと思われる。

〔一二〕僧正弥勒経に関する紙充帳・筆墨充納帳。〔一〇二〕の人名配列は、基本的には初めて料紙を支給された日付の順である。但し、丈部子虫（四月二四日開始）と王広麻呂（五月二日開始）の二名については、前後に記載された人物（三月後半開始）よりかなり遅れて紙の支給が開始されており、上記の原則の例外となっている。両名の前後の余白は他よりかなり手狭であり、両名の記載が後から挿入されたことが示唆される。これは、両名の料紙支給が開始される四月後半～五月初頭には既に紙充帳の末尾が手狭となっていたためになされた措置であろう。〔一〇二〕にみえる阿刀息人と丈部子虫の記載は、見出しにあたる「筆墨充帳」より前に位置している。これらの記載は、阿刀息人の記載が開始される三月二六日の段階で末尾の余白がなくなっていたために、余白の残っていた五紙目の末尾に書き込まれたものである。〔一〇二〕の「筆墨充帳」は料紙の端から始まっており、当初は〔一〇二〕と独立した帳簿であった可能性もあるが、少なくともこの三月二六日の段階では現状の接続が成立していたと思われる。さらに、以上の経緯で〔一〇二〕の余白がなくなってしまったため、上述の如く丈部子虫・王広麻呂の充紙に関する記載が適当な余白に挿入されたのであろう。

〔一五〕大般若経の貸出に関する記録。本文書から判明する経緯を整理すると、以下の如くである。天平一六年四月一六日に写疏所から西宮へ貸し出された大般若経三〇〇巻（大般若寺所持か）は、六月一七日に写疏所に返納されたが、そのうち二卷分は西宮に留めおかれた。同日には別の大般若経三〇〇巻（おそらく写疏所持か）が貸し出され、西宮に存在する大般若経は三〇二巻となった。このうち三〇一卷は一八年四月一九日に返納されている。残る一卷も翌一九年正月一五日までには返納されていたようであり、本寺（大般若寺か）への返納が完了している。これら一連のやりとりにおいて署名している人物は金光明寺造物所政所の官人であり、写疏所持のものを含む経典について、金光明寺造物所を通じて外部に貸し出されたことが分かる。

〔一八〕〔一九〕は、僧正弥勒経に関する写経手実帳。〔一九一〇〕は五名分の作業報告をまとめている。この五名については、〔一八〕に記載される五名と一致し、何らかの関連性を見いだせそうである。〔一八〕にみえる阿刀息人の写経数は、〔一九一〇一〕の記載より一部（三卷）多いが、〔一九〕にみえる各経師の写経数の合計は丁度一〇〇部（三〇〇巻）となっており、〔一九〕の数値が正しい。なお、〔一九一〇一〕は受紙数がすべて空白となっており、他と比べると記載が不完全である。〔一九〕における手実の貼継順は、〔二三〕の人名配列とほぼ一致する。先述のごとく、〔二三〕の記載順序は充紙が開始された日付などに規制されており、〔一九〕の貼継はこれを参照してなされたものと思われる。〔一九〕の端裏には「依此手実検充施物（以外手実皆破却之）」とみえ、〔一九〕が布施の計算・支給のために用いら

れ、他の手実が破却されていることが判明する。

〔二〇〕天平一六年五月以降を中心とした常疏紙充帳。本文書を構成することが想定されるまとまりとして、Ⅰ～Ⅳが存在する（それぞれに含まれる断簡は目録の「文書の所在」の項参照）。Ⅰ・Ⅱの接続については、編纂所目録では想定されていないが、〔四七〕を参考とすることで接続が想定できそうである。〔四七〕はⅠ～Ⅳにみえる経師のほぼすべてを記載する紙充帳である。Ⅰ・Ⅱと〔四七〕を比較すると、記載される経師の順序がほぼ一致する。このことから、〔四七〕はⅠ・Ⅱを参照して経師の記載順序を決定したものと思われる。かような性格を持つ〔四七〕において、Ⅰに記載される最後の経師である阿刀酒主の後にⅡに記載される最初の経師である鬼室小東人が続いていることは、Ⅰ・Ⅱが接続していた可能性を強く示している。一方、〔四七〕にはⅢに記載される角恵万呂、Ⅳに記載する難万君もみえるが、Ⅰ・Ⅱにみえる経師の記載とは直接続いておらず（この間に〔常疏紙充帳A〕〔同B〕に載る経師が記されている）、これらがⅠ・Ⅱとは連続しない可能性もある。本文書と同時期の内容を含む常疏紙充帳としては、他に一五年から始まる〔常疏紙充帳A〕〔同B〕などがある。これらの紙充帳は記載を一五年末付近でいったん打ち切った後に（使用が停止した時期には〔〇五〕が用いられている）、一六年後半期の記載を続けたものであり、記載される人名はⅠ～Ⅳとまったく重ならない。一六年後半期には、記載人名の異なる複数の紙充帳が併存していたのである。Ⅰ～Ⅳに記載される経師の殆どは一五年以前から活躍しており、一五年にもこれらの経師を含む紙充帳が作成されていたはずである。したがって、記載人名

の異なる紙充帳が併存する状況は、一五年以前にさかのぼれることとなる。このような状況が何に由来しているのかは未詳である。また、一六年後半期の記載をなすにあたり、いったん利用が停止されていた〔常疏紙充帳A〕〔同B〕を再び使用する一方、IⅤ所載の経師については新たな紙充帳が用意されたことになるが、その理由も不明とせざるをえない。

〔二二〕 本文書にみえる「奉請金剛三昧経」は、「収納并返送帳」の天平一六年六月一日の項（八一―一九〇）において慈訓所から「返請」された金剛三昧経一卷に該当するか。「収納并返送帳」によれば、この金剛三昧経は写疏所に納められた来由と本主が不明であり、六月二三日には再び平撰のもとに貸し出されている。したがって、本文書は一六年六月一日以前に慈訓に宛てられたものか、六月二三日以降に平撰に宛てられたものである可能性がある。

〔二六〕 元暁撰華嚴経疏・法蔵撰華嚴経疏の借受に関する記録である。「収納并返送帳」の天平一六年閏正月二〇日の項（八一―一八八）によれば、法蔵撰華嚴経疏第一秩一〇巻は閏正月二〇日に平栄所より借り受けているが、二月九日にそのうち第四・五巻とその新写分（計四巻）を平栄所に返納している。これは、本文書において「法蔵師（第四五新合四）」の後に「栄師」（＝平栄）と記されていることと一致しており、本文書がその時点で写経所に存在しない巻数及びその所在を書き上げたものであることが判明する。「収納并返送帳」の二月五日の項（八一―一八八）には、二月五日に平栄所より元暁撰華嚴経疏を借り受けたことがみえるが、第八・一〇巻は含まれていなかった。さらに、第五巻は同月九日に、第一・六巻も同月一二日には平栄所に返納されている。したがっ

て、二月一二日以降の元暁撰華嚴経疏の欠本は、第一・五・六・八・一〇巻ということになり、本文書の「元暁師」の記載と完全に一致する（実はここにみえる「第一巻」は華嚴経疏ではなく華嚴孔目が誤って貸し出されていたものだったが、いずれにしても写経所に第一巻は存在しない）。以上の点から、本文書の下限は写経所に元暁撰華嚴経疏第一・八・一〇巻がもたらされる六月一日（八一―一八九）である。但し、本文書の第一・六巻に「撰」（＝平撰）と注記されている点には注意が必要である。第一巻については、六月一日に至って初めて平撰所から届けられる（二月一二日に平栄所に返納されたものは別の經典だった）ことから、本文書作成段階にも平撰所に所在した可能性は高い。しかし、第六巻は二月一二日に平栄所に返納されたことが確実であり、平撰のもとに存在するという本文書の注記と齟齬してしまうのである。単なる誤記とも考えられるが、「収納并返送帳」では第六巻の返納先はいったん「平撰師」と記されて「平栄師所」と訂正されており、返納先に混乱が生じていた可能性もある。あるいは、平撰・平栄間でも慈訓蔵書の往来が行われていたようであるから、平栄に返納された後に平撰所に移ったと考えることも可能か。

〔二七〕 本文書は、写疏所解などの上申文書を抄出して作成された筆墨の受納・充当の帳簿である。本文書に含まれると判断されるものは、「以受筆墨写紙并更請帳」の題箋を持つ続々修三四―一に成巻された四断簡の他に、多数存在する〔皆川一九六二〕。これらの各断簡の相互の接続を考慮すると、IⅤXIのまとまりに整理できる（それぞれに含まれる断簡については目録参照）。記載が基本的に日付順となっていることから、それぞれの接続順序はほ

とんど疑問の余地はないが、接続を考える上でいくつか注意を要する点がある。Iは、「一〇一」の日付からIIの前に位置すると思われる。但し、本文書の記載の多くが天平一五年から始まる〔筆墨充帳A〕〔同B〕と内容的に対応しているのに対し、Iに含まれる各文書（「一〇一」「一〇二」）の内容は対応しておらず、II以下とは異なる扱いを受けていた可能性もある。また、IIとの連続を認めた場合にもIを巻首とする確証はなく、これ以前に文書が続いていた可能性もあろう。VIのうち、正集一⑰裏と⑱裏、⑨裏と同四⑤裏の各接続について、前の文書の末尾に後の文書と合致しない墨痕が微存する（集成解説）。しかし、前者については経師・筆墨の数が前後で一致しており、接続を想定して問題なく思われる。後者についても、「一三三」にみえる経師のうち四名について一二月六日前後に筆墨を受納していることが〔筆墨充帳A〕〔同B〕から確認でき、接続を想定しても矛盾しない。

本帳を構成する各文書は、本来「写疏所解 申請筆墨事」で始まり、請求筆墨の合計数・充当予定の経師と作業状況などを記載した解文を適宜抄出したものと思われ、「写疏所解」という文言を残しているものから、「写疏所請筆〇箇」などの形で省略しているもの、「〇月〇日筆〇箇」などと殆ど帳簿と同様の記載となっているものなど、記載方法は多様である。目録では、「写疏所〰」の形を留めているものや書止文言を残しているものを抄出された一文書として扱い、抄出の度合いの高いものは帳簿の記載として処理した。

〔二八〕 經典の借受・返納に関する記録。本文書自体は年紀を欠いているが、「収納并返送帳」と内容が合致する（八一―一八九―一九

〇）ことから天平一六年六月のものと確定できる。本文書に記載される經典のうち、華嚴經疏・華嚴經孔目章は「慈訓師所」から借り受けたことになっているが、「収納并返送帳」によれば実際は慈訓の藏書を平撰のものとから借り受けているようである。返納に際しては、華嚴經疏は慈訓所、華嚴經孔目章は慈訓を介して平撰のもとにそれぞれ送られており、書物の貸借に関して慈訓と平撰がきわめて近い位置にあったことが知られる。なお、本文書に記載される金剛三昧經は、同帳によれば慈訓より「返請」されたもの。

〔二九〕 校正に際しての手続き・布施の減額支給法を告知する内容をもつ。金光明寺造物所政所が写疏所に出した符の内容を経師に伝達するために、写疏所で作成された文書の下書きであろう「山下一九九九」。本文書（のものととなる符）により、校正の過程で文字の誤脱等が判明した場合には、「主当」＝案主と「校人」＝校生・訂正者が連署し、日付・誤脱字数などを明記して報告することが定められた。また、経師への布施は、本文書にみえる減額法により差し引かれ、訂正者に与えられることとされた。これは、

〔三七〕 の書式・計算法と一致する。

〔三〇〕 ある期間に作業の完了した經典を報告する文書。冒頭に記載された「去年写了」の内訳のうち、常写二七卷は天平一五年五月一日から一二月一七日に写された一切經二六卷（二―三―四―五―三―四―九）に毘尼律一卷（一六年に写されたもの。二―三―五―五―五）を加えた巻数に一致する。また、間写四五卷も同時期の間写二五卷に最勝王經一〇卷、唯識論一〇卷を加えた巻数と一致している。したがって、「去年」は一五年である。「今年写了」とされる常写

は八六巻であるが、一六年閏正月一日から七月二三日までに書写された五月一日経の経典は九五巻（写経所解案A）などであるから、それ以前の文書と考えられる〔皆川一九六二〕。

〔三二〕校正に際して誤字・脱字等を書き上げた記録。〔問本充帳〕には法藏撰華嚴経疏第一帙第五巻を大鳥祖足が、第二帙四巻を忍坂成麻呂が担当したことが記録されており（二四―二七七）、本文書の記載と一致する。これらの経典を含む問写の華嚴経疏一部二〇巻の校正は、七月五・一八・二三日に行われた（問校帳）八一―二〇二、二一三五三―三五四）。このうち第二帙第四巻は一八日に校正された分に含まれる。一方の第一帙第五巻は二三日に校正された八巻に含まれるか。

〔三三〕裝潢所より写疏所の受けた料紙数、料紙の用残数等の記録。このうち、天平一六年の常疏料紙の紙数は、「常疏料紙収納帳」と合致する。本文書は、金光明寺造物所政所に報告した際の文書を抄出する形で帳簿に仕立てたものと考えられる。〔一〇二〕は、全体として一六年閏正月から二月までの記載となっているが、前半の「一〇一―一〇二」は閏正月から七月の独立した文書を基としていて考えられる。〔一〇一―一〇二〕（の原文書）に、「一〇一―一〇二」の内容を書き加えることで一六年全体を包括する「一〇二」（の原文書）が成立したのである。〔一〇二〕は和泉監正税帳を二次利用したものであり、「一〇二」とは別個に作成されて貼り継がれたものと思われる。

〔三五〕経師・校生・裝潢の作業状況を書き連ねた帳簿であり、本文と多くの追記により構成されている。記載は続修別集四八④裏から続々修二三―五の四二紙目へと続き、さらに間断なく同紙裏へ

と続く。現状で二断簡に分かれているのは、本文書に続けて書かれている千字文（続修別集四八④）を続修別集成巻時に切り離したことによる。本文書の追記を除く各人の作業状況は、ほぼ天平一六年後半期の手実（四四―一〇二）の一部と天平一七年前半期の手実（八一―五四五―五五七、二―四三四―四三五）の情報合計に一致する。したがって、本文書の本文はこれらの手実を参考に作成されたと考えられる。本文書は官人の考課の基礎資料となる考内行事を作成するための台帳であり、手実を基として各人の作業状況を書き記した後、考課の対象となる七月三〇日までに含まれる種々の作業成果を追記した帳簿と考えられる〔川原一九九三〕。

〔三六〕内容は、紙背にあたる〔常疏校帳〕の華嚴論第一・五秩の記載とほぼ一致する。何らかの理由で紙背に書き直され、反故とされたのであろう。

〔三七〕各写経について担当校生・校正結果・訂正者などを記し、経師からの布施の減額と訂正担当者への支給の台帳として機能した。布施の計算法は（二九）に基づき、訂正日・訂正担当者・校生・誤字数などを記載する方式もこれによる。〔一〇一―一五〕は、それ以前の記載内容を基に経師からの布施減額分を計算した部分である。経師の記載順序はおおむね「一〇一―一〇二―一〇三―一〇四」にみえる経師の記載順序に一致しており、これを参照してまとめたものと考えられる。〔一〇二―一〇三〕も同様。これに対して、〔一〇二―一〇三〕は「一〇二」の範囲における訂正者への布施支給額を集計した部分であるが、「一〇二」についても同様の文書が存在した可能性もある。

〔三八〕『文選』の書写について、担当者と書写の完了を記した帳簿。

書写を依頼した「足万呂」は、造物所政所の職員である田辺足麻呂のことであり、写疏所との関係を利用して私的な書写を依頼したものとと思われる。〔二二〕の一〇月八日の記載にみえる「足万呂書」は、この『文選』である可能性が高い。「東野一九七七」。

〔四〇〕大官一切経及び先写一切経に関する筆墨充当等の記録。当初、「先一切経筆墨充并返受納帳」という題が付されて口座式の帳簿として作成されたが、題及び三名分の名前（揚広足・阿閉葦人・丸部嶋守）が抹消され、「先一切経筆墨納并充帳」として再構成されている。〔一〇二〕は天平一六年一〇月二十五日付で、一五年四〜一二月の大官一切経に関わる筆墨受納状況を記録し、それを大官一切経（五月一日経）に転用することが述べられている。この大官一切経は、一五年末にいったん中断し、一八年に先写一切経として再開される。〔一〇二〕は、一八年正月一日から八月二十六日に至る写疏所の筆墨受納に関する帳簿であり、先写一切経の開始にともない筆墨が用意された状況を記録している。〔一〇三〕は、先写一切経に従事する経師の筆墨充当に関する口座式の帳簿となっている。本文書の冒頭には「天平一五年」と記されているが、経師三名と当初の題（「先一切経筆墨充并返受納帳」）の抹消は同時に行われたとみられ、三名の経師の抹消後に記載された〔一〇一〕〔一〇二〕に対して当初の題は明らかに先行する。ところで、当初の題に含まれる「先一切経」（≡先写一切経）という名称は、一八年に大官一切経が再開されると同時に新たにもう一つの一切経書写事業が始まったことにより、両者を区別するために用いられた名称である。したがって、「先一切経」の語

を含む当初の題は一八年以降に付されたものであり、これに遅れて記載された〔一〇一〕〔一〇二〕もそれ以降のものである。先写一切経に関する筆墨充帳としては、他に天平一五年四月に作成された筆墨充帳（「飯田目録〇〇八」）が存在する。これは大官一切経の開始時に作成されたものであるが、再開後の先写一切経でも継続して利用された。一方、本文書には前の筆墨充帳に載らない新規の経師が記載されており、両者が一体となって機能していたことが推定される。本文書は先写一切経の開始にともなって作成されたが、三名分の口座を記載した段階で以前に作成された筆墨充帳の流用が企図され、上述の再構成がなされたのである。〔春名一九九五〕。

〔四二〕新翻薬師経四巻と黄紙二〇〇張を進送する際に出された造物所解の案文である。送付先は本文書にはみえないが、「収納并返送帳」で新翻薬師経の貸出が甲可宮の宣によってなされており（八一―一九三）、解の送付先も甲可宮である。天平勝宝年間経目録に「甲可宮所奉写者」として新翻薬師経五〇巻がみえる（二二―二九六）ことから、同経は甲可宮写経の原本として貸し出されたものと思われる。「川原一九九三」。「収納并返送帳」の記載によれば、同経四巻のうち二巻は五月一日経の既写分から貸し出されており、一二月一日に返納されている。この二巻は「検定并出入帳」にも対応する記載があり（二四―一七二）、翌一七年五月二一日に納櫃が完了している。

〔四三〕料紙の収納・充当に関する記録。五紙目にみえる建部広足・鳥取益麻呂・呉原生人・達沙牛甘らの記載内容は〔二〇〕とほぼ合致しており、天平一六年のものと判明する。二・三紙目の記載

も五紙目同様に一月二八日を始点としており、同時に作成されたものであろう。「二一〇」のような紙充帳の前段階の記録と考えるか。

〔四四〕経師・裝潢・校生の作業状況を記録し、布施申請の際の台帳とされた。基本的には「一〇二」は五月一日経、「一〇二」は間写について記している。五月一日経・間写の両方に従事した経師・裝潢・校生については、「一〇二」の集計結果が「一〇二」にも記載され、両者が統合・集計されている。同様に経師・裝潢・校生の作業状況・布施等を記す〔四五〕〔四六〕との関係については、経師の配列順が参考となる。〔四五〕〔四六〕は、「一〇二」にみえる経師をほぼ同じ順で挙げた後に「一〇二」のみにあらわれる経師三名を続けるとしている。このことから、〔四五〕〔四六〕は本文書における記載の整理統合を前提として、本文書を参照しつつ作成されたと考えられる。本文書における経師の作業記録は手実に類似した書式をとっているが、すべて一筆となっていて本人の提出する狭義の手実とは異なる。大平聡氏は、同様に案主によって統一的に作成されたと思われる一七年五月の手実帳の端裏に「経師等手実」とみえる（八―五四五）ことを考慮し、本文書の記載も手実と認識されていたとする〔大平一九九八〕。

〔四五〕〔四六〕ともに布施申請のための解であり、記載内容もほぼ同一である。両文書の首部は、ともに経師に関する記載の直前で断簡が切れており、経師に関する記載以下を逆にしても文書として不自然ではない。但し、一次文書の利用の仕方を考慮した場合、目録で復原した組合せが妥当と思われる〔皆川一九六二〕。両文

書の作成にあたっては、〔四四〕が利用されている（上述）。〔四五〕は、金光明寺造物所政所の構成員の署名がみえ、写経機関の名称として「写経所」が採られている。金光明寺造物所政所を経て皇后宮に布施を申請する際の案文と考えられるか。

〔四七〕天平一六年二月より始まる紙充帳であり、『大日本古文书』未収。史料編纂所所蔵の続々修正倉院古文书謄写本には「編了」という黒印が捺されており、編纂上の手違いからの脱漏と思われる〔皆川一九六二〕。本文書の翻刻として、酒寄雅志・高田淳「翻刻『大日本古文书』未収「常疏紙充帳」」〔栃木史学〕五、一九九一）が存在する。本文書に記載される経師は、四紙目の葛野安万呂以降六紙目の阿刀酒主に至るまでの八名、七紙目の鬼室小東人から一一紙目の建部広足に至るまでの九名の記載順序が、それぞれ「二〇」のⅠ・Ⅱと完全に一致する。このことから、これらの経師の口座は「二〇」を参照しながら作成されたと考えられる。また、本文書の記載は「二〇」や〔常疏紙充帳A〕〔同B〕の記載と部分的に重複する。これらは、一六年二月の布施には計上されず、一七年前半期分に回された記載である。

〔四八〕華嚴経講説に必要な良弁宣により、華嚴経の返却を請う内容をもつ。〔検定并出入帳〕によれば、これらの経本の貸出先は内裏であり、解の宛先も内裏と考えうる。渡辺晃宏氏は、本文書が天平一八年に始まる華嚴経講説の新たなサイクルに伴うものである（「天平一六年の文書ではない」可能性を指摘している〔渡辺一九八七b〕）。

〔四九〕誤りが多いことなどを理由として、貸し出していた経本の変更を申請している。慈訓の蔵書を写疏所が借り受けている例は多

く、経本を特定することはできない。文中にみえる「投遣」の語は、使を介して具体的な物品の移動がおこなわれる際に多く用いられる表現。

五 おわりに

以上、天平一六年における写経機関関係文書をみてきた。

本年は前後の時期と比較して写経事業自体は低調であったものの、主要な写経事業に関わる帳簿がほぼ完存しており、作業の進行状況をかなり詳細に検討できる。作業過程と比較しつつ、帳簿等の作成・使用のあり方を検討する上でも格好のサンプルたりえよう。本稿は文書の復元に終始してしまい、これらの点についてあまり検討を加えることはできなかったが、紙充帳・布施文などの一部については作成過程・利用状況等を明らかにしえたのではないかと思う。もともと、それらと写疏所の組織や事業の推移との関係は十分に考察できなかったし、帳簿管理を全体から見通す視点も不十分であった。これらの点を今後の課題としたい。

なお、担当範囲には本年より使用の開始された帳簿類がいくつか含まれていたが、本年の内容を越える部分については十分な検討をおこなえなかった。また、脱漏なきよう注意したつもりではあるが、本年のものとは判断しうる文書を落としてしまっている可能性もある。大方のご寛恕とご叱正を乞いたい。

付記 本稿は一九九五年度に行われた石上英一先生のゼミでの朴昔順氏の報告を参考としつつ、二〇〇三〜二〇〇四年度の報告を基として、

北村の責任で構成したものである。

〔参考文献〕

- 飯田剛彦「正倉院文書写経機関関係文書編年目録——天平十五年——」
〔『東京大学日本史学研究室紀要』四、二〇〇〇〕
- 飯田剛彦「正倉院事務所所蔵『正倉院御物目録』十二（未修古文書目録）」（『正倉院紀要』一三二〜二五、二〇〇一〜二〇〇三）
- 大平聡「皇太子阿倍の写経発願」（『千葉史学』一〇、一九八七）
- 大平聡「写経所手実論序説」（『古代中世史料学研究』上、吉川弘文館、一九九八）
- 川原秀夫「紫香楽宮写経に関する一考察」（『正倉院文書研究』一、一九九三）
- 鷲森浩幸「玄昉発願法華経・法華撰積の書写について」（『続日本紀研究』二五五、一九八八）
- 蘭田香融「南都仏教における救済の論理（序説）」（『日本宗教史研究』四、救済とその論理）法蔵館、一九七四）
- 東野治之「奈良時代における『文選』の普及」（『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七）
- 仁藤敦史「手実二点（口絵解説）」（『正倉院文書研究』九、二〇〇三）
- 春名宏昭「先写一切経（再開後）について」（『正倉院文書研究』三、一九九五）
- 皆川完二「光明皇后願経五月一日経の書写について」（『日本古代史論集』上、吉川弘文館、一九六二）
- 山下有美『正倉院文書と写経所の研究』（吉川弘文館、一九九九）

山本幸男「『華嚴經』講説を支えた学僧たち」(『南都仏教』八七、二

〇〇六)

若井敏明「造東大寺司の成立について」(『続日本紀研究』二四三、一

九八六)

渡辺晃宏「金光明寺写経所と反故文書」(『弘前大学国史研究』八一、

一九八六)

渡辺晃宏「金光明寺写経所の研究」(『史学雑誌』九六一八、一九八七

a)

渡辺晃宏「造東大寺司の誕生」(『続日本紀研究』二四八、一九八七

b)

| 作成/発信→受信 | 大 日 古 | 文書の所在 | 次 | 他の利用 | 備 考 |
|-----------------|----------|-------------|---|---|-------------------------------------|
| 写疏所 | 二四258 | ZZ23-4<83> | 1 | | |
| 写疏所 | 二四259 | ZZ47-3<16> | 1 | | |
| 写疏所 | 八434～435 | S19① | 3 | 一次、伊豆国正税帳(二192～195)/二次、写問経所解(天平15、八313～317) | 一次文書と同面。 |
| 写疏所 | 八428 | ZZ44-10<22> | 2 | 一次、写疏所見在雑物申送文案(天平15、八376～378) | |
| 写疏所 | 八419～427 | ZZ35-4<1～8> | 1 | 裏書<1>「天平十三年七月一日刑部広国」、<8>「阿刀足嶋」 ¹ 「枚及」。 | |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | - | 各文書参照 | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八435～437 | Z4② | 3 | 一次、御野国味蜂間郡春部里戸籍(大宝2、一7～9)/二次、写経校紙注文(天平15、八320～321) | 一次文書と同面。 |
| 写疏所 | 八437 | Z4④ | 3 | 一次、御野国味蜂間郡春部里戸籍(大宝2、一11～15)/二次、写経所解案(天平15、八228～230) | 一次文書と同面。 |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | - | 各文書参照 | 端裏「天平十六年」、奥裏「此手実者、可破却。然、依可視所在、暫留置」。 |
| 建部広足→写疏所 | 八437～438 | ZZ19-4<1> | 1 | | 抹消。付箋「廿九ノ九」、未修671「十九枚」。 |
| 大鳥祖足→写疏所 | 八438 | ZZ19-4<2> | 1 | | |
| 阿閉葦人→写疏所 | 八438～439 | ZZ19-4<3> | 1 | 裏書「第三」。 | |
| 杖部子虫→写疏所 | 八439 | ZZ19-4<4> | 1 | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八439～441 | ZZ19-4<5～7> | 1 | | |
| | | ZZ19-4<8> | 2 | 一次、[11] | |
| 杖部子虫→写疏所 | 八442 | ZZ19-4<9> | 1 | | 抹消。 |
| 蜂田在人→写疏所 | 八442 | ZZ19-4<10> | 1 | 裏書「蜂田在人請写華嚴/蜂田在人請写華嚴疏一卷第十五卷(抹消)」。 | |
| 既母辛白麻呂→写疏所 | 八443 | ZZ19-4<11> | 1 | | 抹消。 |
| 民屯麻呂→写疏所 | 八443 | ZZ19-4<12> | 1 | | |
| 錦部大名→写疏所 | 八443～444 | ZZ19-4<13> | 1 | | |
| 既母建麻呂→写疏所 | 八444 | ZZ19-4<14> | 1 | | |
| 余馬養→写疏所 | 八444～445 | ZZ19-4<15> | 1 | | |
| 建部広足→写疏所 | 八445 | ZZ19-4<16> | 1 | | 一部抹消。 |
| 難萬君→写疏所 | 八445～446 | ZZ19-4<17> | 2 | 一次、[08] | |

| 文書番号 | 文 書 名 | 年 月 日 | 期間／作成 | 写経事業 | 文書機能 |
|-------------|-----------------|--------------|--------|--------------------|-----------------------------|
| 01 | 高市老人写経文 | (天平15.12頃カ) | 作成 | 間写 | 担当卷数・用紙等の記録 |
| 02 | 写経文 | (天平15.12頃カ) | 作成 | 間写？ | 担当卷数・用紙等の記録 |
| 03 | 写経紙充筆墨帳 | (天平16.①頃) | ～？ | 五月一日経・大官一切経・私願経ほか | 作業状況・筆墨充当等の記録 |
| 04 | 起信論疏及雑物出蔵帳 | 天平16.①.8 | 作成 | 間写 | 起信論・雑物出蔵の記録 |
| 05 | 常疏紙充帳 | 天平16.①.14 | ～3.8 | 五月一日経 | 紙充帳 |
| 06 | 写経疏筆墨充帳 | 天平16.2.6 | ～？ | 五月一日経・大官一切経・間写・私願経 | 作業状況・筆墨充当の記録 |
| | -01 写疏所充筆墨文案 | 天平16.2.6 | 作成 | | (作業状況・筆墨充当の報告→)作業状況・筆墨充当の記録 |
| | -02 写経疏筆墨充帳 | (天平16.2.6以降) | ～？ | | 作業状況の記録 |
| 07 | 間写手実帳 | 天平16.2.29 | ～12.21 | 間写 | 布施計算・支給の台帳 |
| | -01 建部広足写経手実 | 天平16.2.29 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -02 大鳥祖足写経手実 | 天平16.12.20 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -03 阿閉葦人写経手実 | 天平16.12.21 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -04 杖部子麻呂写経手実 | 天平16.3.6 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -05 奉写経并用紙等顕注文案 | 天平16.3.8 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -06 杖部子虫写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -07 蜂田在人写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -08 既母辛白麻呂写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -09 民屯麻呂写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -10 錦部大名写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -11 既母建麻呂写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -12 余馬養写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -13 建部広足写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| -14 難萬君写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 | |

| | | | | | |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|---|-------------------------------------|
| 王広麻呂→写疏所 | 八446 | ZZ19-4(18) | 1 | | |
| 鳥取益麻呂→写疏所 | 八446～447 | ZZ19-4(19) | 1 | | 付箋「一」。 |
| 吳原生人→写疏所 | 二四266 | S33②裏 | 2 | 一次、出雲国大税賑給歴名帳(天平11、二243～244) | |
| 葛野安万呂→写疏所 | 八447 | ZZ19-4(20) | 1 | 裏書(習書)。 | 抹消。付箋「十一ノ五」「二」。未修155「乙ノ十一」「七(×六)枚」。 |
| 忍坂成万呂→写疏所 | 八447 | | | | |
| 達沙牛甘→写疏所 | 八448 | ZZ19-4(21) | 1 | | |
| 安曇広万呂→写疏所 | 八448 | ZZ19-4(22～23) | 1 | | |
| 阿刀息人→写疏所 | 八448～449 | ZZ19-4(24) | 2 | 一次、[10] | |
| 既母辛白麻呂→写疏所 | 八449 | ZZ19-4(25) | 1 | | |
| 古乎万呂→写疏所 | 八449 | ZZ19-4(26) | 2 | 一次、[09] | |
| 茨田久治麻呂→写疏所 | 八450 | ZZ19-4(27) | 1 | | |
| 既母建麻呂→写疏所 | 二四266 | ZZ19-4(17)裏 | 1 | 二次、[07-14] | |
| 民屯麻呂→写疏所 | 二四270 | ZZ19-4(26)裏 | 1 | 二次、[07-24] | |
| 余馬養→写疏所 | 二四270～271 | ZZ19-4(24)裏 | 1 | 二次、[07-22] | |
| 写疏所 | 二四291～292 | ZZ19-4(8)裏 | 1 | 二次、[07-05] | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八450～451 | ZZ42-4(13) | 1 | | |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | - | | 端裏「僧正弥勒経料充紙并墨紙等納帳」。 |
| 写疏所 | 八451～455 | ZZ11-3(1～5) | 1 | 裏書(2)「天平十二年八月一日刑部広国」「葛野」、(4)「天平十二年十月一日三野部石嶋」。 | (1)付箋「卅二ノ一」。未修目録796「壹卷 十九枚」。 |
| 写疏所 | 八456～457 | | ZZ11-3(6) | 1 | |
| 写疏所 | 二四259～260 | ZZ35-3(5)裏 | 1 | 二次、間紙充帳(天平15〔天平16.3～分〕、八391～392)。習書(同面)。 | |
| 金光明寺造物所政所 | 八458～459 | ZZ4-20(4) | 1 | 裏書「河内浄成」。 | |
| 金光明寺造物所政所 | 八459～461 | ZZ37-9(9) | 1 | 二次、志斐麻呂櫃納紙檢定注文(天平18、二四330～331) | 付箋「卅八ノ十一」、未修目録979「同(壹卷) 九枚」。 |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八461 | ZZ11-4(1) | 1 | 二次、[18]/三次、[26] | (1)付箋「廿九ノ十三」。未修目録687「片紙」「廿枚」。 |
| 写疏所 | 二四260 | ZZ11-4(1)裏 | 2 | 一次、[17]/三次、[26] | 「不用」と記し、全体を抹消。 |

| | | | | | | |
|------|--------------------|-------------------|-----------|----------------|-------------------|----------|
| (07) | -15 | 王広麻呂写経手実 | 天平16.6.11 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -16 | 鳥取益麻呂写経手実 | 天平16.6.11 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -17 | 呉原生人写経手実 | 天平16.6.11 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -18 | 葛野安麻呂写経手実 | 天平16.6.11 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -19 | 忍坂成万呂写経手実 | 天平16.6.11 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -20 | 達沙半甘写経手実 | 天平16.6.11 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -21 | 安曇広万呂写経手実 | 天平16.6.11 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -22 | 阿刀息人写経手実 | 天平16.6.11 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -23 | 既母辛白麻呂写経手実 | 天平16.7.16 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -24 | 古乎万呂写経手実 | 天平16.7.17 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| | -25 | 茨田久治麻呂写経手実 | 天平16.7.6 | 作成 | 間写 | 写経手実 |
| 08 | 既母建麻呂写経手実 | 天平16.6.7 | 作成 | 間写 | 写経手実 | |
| 09 | 民屯麻呂写経手実 | 天平16.7.5 | 作成 | 間写 | 写経手実 | |
| 10 | 余馬養写経手実 | 天平16.7.13 | 作成 | 間写 | 写経手実 | |
| 11 | 写論疏手実未上人等 歴名 | (天平16.3.8以前) | 作成 | 五月一日経? | 手実未提出者名簿、 提出命令 | |
| 12 | 写疏所解案 | 天平16.3.10 | 作成 | 五月一日経・間写 | 料紙受納・用残等の 報告 | |
| 13 | | 僧正弥勒経料紙并 墨紙等納帳 | 天平16.3.14 | ～6.16 | 僧正弥勒経 | 紙充・筆墨充納帳 |
| | -01 | 僧正弥勒経料紙充帳 | 天平16.3.14 | ～5.3 | 僧正弥勒経 | 紙充帳 |
| | -02 | 僧正弥勒経料筆墨充 帳 | 天平16.3.14 | ～6.16 | 僧正弥勒経 | 筆墨充納帳 |
| 14 | 間写校正手実 | (天平16.3ヵ) | 作成 | 間写 | 校正手実 | |
| 15 | 金光明寺造物所大般 若経奉請文 | 天平16.4.16 | ～19.1.15 | - | 経本貸出の記録 | |
| 16 | 写疏料紙等納帳 | 天平16.4.19 | ～17.5.13 | 五月一日経・間写ほ か | 料紙出納帳 | |
| 17 | 写疏所解案 | 天平16.4.20 | 作成 | 僧正弥勒経 | 作業状況の報告 | |
| 18 | 弥勒経書文 | (天平16.4末頃) | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経巻数・用紙等の 記録 | |

| | | | | | |
|---------------------|--|--|----------------------------|---|---------------------------------------|
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | - | 各文書参照 | 端裏「依此手実檢充施物 (以外手実皆破却之) 五月七日酒主」。 |
| 写疏所 | 八461~462 | ZZ11-4(2) | 1 | 裏書「山部」。 | 付箋「廿三ノ一」「二」。未 修日録「壹卷 十二枚」。 |
| 山部花→写疏所 | 八462~463 | ZZ11-4(3) | 1 | 裏書(習書)。 | |
| 葛野安麻呂→写疏所 | 八463 | ZZ11-4(4) | 1 | | |
| 既母辛建麻呂→写疏所 | 八463 | ZZ11-4(5) | 1 | | |
| 杖部子虫→写疏所 | 八463 | ZZ11-4(6) | 1 | 裏書あり。 | |
| 志紀久比麻呂→写疏所 | 八464 | ZZ11-4(7) | 1 | | |
| 辛国人成→写疏所 | 八464 | ZZ11-4(8) | 1 | | |
| 建部広足→写疏所 | 八464 | ZZ11-4(9) | 1 | | |
| 漢浄万呂→写疏所 | 八465 | ZZ11-4(11) | 1 | | |
| 既母辛白万呂→写疏所 | 八465 | ZZ11-4(12) | 1 | | |
| 鳥取益万呂→写疏所 | 八465 | ZZ11-4(13) | 1 | | |
| 王広麻呂→写疏所 | 未取(拾遺21) | 国立歴史民俗博物館 所蔵断簡(H-1587- 1) | 1 | | |
| 写疏所 | 八411~415、二 四220、八417~ 419、403~406、 二四219~220、 八406~407 | I S32④裏 S9⑬裏 II S33③裏 S9③裏 III S37③裏 IV S34②裏 | 2 2 2 2 2 2 | 一次、出雲国大税賑給歴 名帳(天平11、二224~ 231) 一次、右京計帳(天平5、一 501) 一次、出雲国大税賑給歴 名帳(天平11、二244~ 246) 一次、右京計帳(天平5、一 483~488) 一次、淡路国正税帳(天平 10、二102) 一次、隱岐国正税帳(天平 4、一451~452) | |
| 写疏所(→金光明寺造物 所政所) | 二351 | S9⑥裏 | 2 | 一次、右京計帳(天平5、一 489~490) | |
| 写疏所 | 二四265 | S32①(2)裏 | 2 | 一次、出雲国大税賑給歴 名帳(天平11、二215~ 217) | |
| 辛国人成(→慈訓或いは 平撰?) | 二四269 | ZZ16-4(21) | ?? | 一次?、[24] | |
| ? | 二四270 | ZZ16-4(21)裏 | 1? | 二次?、[23] | |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | - | 各文書参照 | |
| 写疏所 | 二四290 | S32③(2)裏 | 2 | 一次、出雲国大税賑給歴 名帳(天平11、二223~ 224) | |

| | | | | | |
|-----|------------|-------------|---------|---------------|-------------|
| 19 | 写弥勒経師手実帳 | 天平16.4.21 | ～5.7 | 僧正弥勒経 | 布施計算・支給の台帳 |
| -01 | 達沙牛甘等写経手実 | 天平16.5.3 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -02 | 山部花写経手実 | 天平16.4.21 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -03 | 葛野安麻呂写経手実 | 天平16.5.2 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -04 | 既母辛建麻呂写経手実 | 天平16.5.3 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -05 | 杖部子虫写経手実 | 天平16.5.2 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -06 | 志紀久比麻呂写経手実 | 天平16.5.2 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -07 | 辛国人成写経手実 | 天平16.5.3 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -08 | 建部広足写経手実 | 天平16.5.2 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -09 | 漢浄万呂写経手実 | 天平16.5.2 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -10 | 既母辛白万呂写経手実 | 天平16.5.3 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -11 | 鳥取益万呂写経手実 | 天平16.5.3 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| -12 | 王広麻呂写経手実 | 天平16.5.3 | 作成 | 僧正弥勒経 | 写経手実 |
| 20 | 常疏紙充帳 | 天平16.5.1 | ～12.24 | 五月一日経 | 紙充帳 |
| 21 | 写疏所解案 | 天平16.5.4 | 作成 | 僧正弥勒経 | 料紙受納・用残等の報告 |
| 22 | 写疏所筆墨用帳 | 天平16.5.29 | ～18.4.6 | 五月一日経・間写・私書ほか | 筆墨出庫・用途等の記録 |
| 23 | 辛国人成啓案 | (天平16.6ヵ) | 作成 | - | 経本貸返申請 |
| 24 | 某牒案 | (天平16.6以前ヵ) | 作成 | - | 参集告知 |
| 25 | 写経手実帳 | (天平16.6以降) | ～? | 五月一日経・間写 | 担当卷数・用紙等の記録 |
| -01 | 阿刀酒主写経手実 | (天平16.6以降) | 作成 | 五月一日経 | 担当卷数・用紙等の記録 |

| | | | | | | |
|-----------------|-----------|------------|-------------|------------------------------|--------------------------|-------------|
| 写疏所 | 二四272～273 | S32③(1)裏 | 2 | 一次、出雲国大稅賑給歴名帳(天平11、二222～223) | | |
| 写疏所 | 二四261 | ZZ11-4(1)裏 | 3 | 一次、[17]/二次、[18] | | |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | - | 各文書参照 | 往来軸「以受筆墨写紙并更請帳」(ZZ34-1)。 | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八471～472 | I | ZZ34-1(11) | 1 | | |
| 写疏所 | 八472 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八467 | II | ZZ34-1(1～3) | 1 | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八468 | | ZZ34-1(4) | 1 | | |
| 写疏所 | 八468 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八468～469 | | ZZ34-1(5) | 2 | 一次、[29] | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八469 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八469 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八469～470 | | ZZ34-1(6) | 1 | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八470 | | ZZ34-1(7) | 1 | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八470 | | | | 抹消。 | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八470～471 | | ZZ34-1(8) | 1 | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八471 | ZZ34-1(9) | 2 | 一次、写疏所紙筆墨充帳(天平15、二四221) | 付箋「七ノ四 一」。 | |
| | | ZZ34-1(10) | 1 | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二456 | S13①裏(2) | | 2 | 一次、和泉監正稅帳(天平9、二75～78) | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二456 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二456～457 | | | | | |
| 写疏所 | 二457 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八486～487 | | S13①裏(1) | | | |
| 写疏所 | 八487 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八472～473 | III | ZZ34-1(12) | 2 | 一次、優婆塞貢進文案(二四299～300) | 付箋「廿四ノ四 三」。 |

| | | | | | | |
|------|-----|------------|---------------|------------|------------------|--------------------|
| (25) | -02 | 辛国人成写経手実 | (天平16.7.27以降) | 作成 | 五月一日経・問写 | 担当卷数・用紙等の記録 |
| 26 | | 華嚴経疏本注文 | (天平16.6.11以前) | 作成 | 五月一日経 | 経本借受の記録 |
| 27 | | 以受筆墨写紙并更請帳 | 天平16.6.13 | ～勝宝5.11.25 | 五月一日経・大官一切経・問写ほか | 筆墨受納・充当の記録 |
| | -01 | 写疏所解案 | 天平16.6.13 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -02 | 写疏所充筆注文 | 天平16.6カ | | | 筆充当の記録 |
| | -03 | 写疏所請筆墨文 | 天平16.6.25 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -04 | 写疏所請筆墨文 | 天平16.7.2 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -05 | 写疏所筆墨受充帳 | 天平16.7.5 | ～7.18 | | 筆墨受納・充当の記録 |
| | -06 | 写疏所請墨文 | 天平16.7.23 | 作成 | | (墨の請求→)墨受納・充当の記録 |
| | -07 | 写疏所請筆墨文 | 天平16.7.29 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -08 | 写疏所請筆墨文 | 天平16.8.2 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -09 | 写疏所請筆墨文 | 天平16.8.9 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -10 | 写疏所請筆墨文 | 天平16.8.12 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -11 | 写疏所請筆文 | 天平16.8.20 | 作成 | | (筆の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -12 | 写疏所請筆文 | 天平16.8.20 | 作成 | | (筆の請求→)筆受納・充当の記録 |
| | -13 | 写疏所筆墨請充帳 | 天平16.9.8 | ～9.16 | | 筆墨受納・充当の記録 |
| | -14 | 写疏所請筆墨文 | 天平17.6.21 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -15 | 写疏所解案 | 天平17.7.11 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -16 | 写疏所解案 | 天平17.7.18 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -17 | 写疏所筆墨受充帳 | 天平17.8.2 | ～8.10 | | 筆墨受納・充当の記録 |
| | -18 | 写疏所請筆墨文 | 天平17.8.18 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -19 | 写疏所筆墨受充帳 | 天平17.9.3 | ～17.12.12 | | 筆墨受納・充当の記録 |
| | -20 | 写疏所解案 | 天平17.10.1 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |

| | | | | | | |
|-----------------|--------------|-----|---------------|---|-----------------------------|----------|
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八473 | (Ⅲ) | | | | 付箋「廿四帙」。 |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二666 | | S9⑩裏 | 2 | 一次、右京計帳(天平5、一495~497) | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二669 | | | | | |
| 写疏所 | 二669 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 九433~434、434 | Ⅳ | Z15② | 2 | 一次、大粮申請継文(天平17、二477) | |
| | | | ZZ32-5(20~21) | 2 | 一次、大粮申請継文(天平17、二四318) | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二682 | Ⅴ | S1⑬裏 | 2 | 一次、大粮申請継文(天平17、二458) | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二683 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二689 | | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二711~712 | Ⅵ | S2⑬裏 | 2 | 一次、大粮申請継文(天平17、二472~473) | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二712、715 | | S1⑰裏 | 2 | 一次、大粮申請継文(天平17、二459~460) | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二716 | | S1⑭裏 | 2 | 一次、大粮申請継文(天平17、二464) | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二684、719 | | S1⑨裏 | 2 | 一次、大粮申請継文(天平17、二465~466) | |
| | | | S4⑤裏 | 2 | 一次、大粮申請継文(天平17、二479) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三50 | Ⅶ | S1③裏 | 2 | 一次、大粮申請継文(天平17、二470) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三51 | | | | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三40 | Ⅷ | Z8⑦裏 | 2 | 一次、豊前国仲津郡丁里戸籍(大宝2、一199~200) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三41 | | | | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三48 | Ⅸ | Z8①(1)裏 | 2 | 一次、豊前国仲津郡丁里戸籍(大宝2、一192~193) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三49 | Ⅹ | Z7⑥裏 | 2 | 一次、豊前国仲津郡丁里戸籍(大宝2、一188~189) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三49~50 | | | | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 十172、三56~57 | | | | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三58~59 | | Z8⑬裏 | 2 | 一次、豊前国仲津郡丁里戸籍(大宝2、一204~206) | |

| | | | | | | |
|------|-----|----------|------------|-------|--|--------------------|
| (27) | -21 | 写疏所請筆墨文 | 天平18.1.14 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -22 | 写疏所解案 | 天平19.3.27 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -23 | 写疏所解案 | 天平19.4.27 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -24 | 写疏所筆墨返上帳 | 天平19.5 | ~20.9 | | 筆墨返上の記録 |
| | -25 | 写疏所解案 | 天平19.8.10 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -26 | 写疏所解案 | 天平19.9.19 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -27 | 写疏所解案 | 天平19.9.25 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -28 | 写疏所解案 | 天平19.10.5 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -29 | 写疏所解案 | 天平19.10.15 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -30 | 写疏所解案 | 天平19.11.12 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -31 | 写疏所解案 | 天平19.11.19 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -32 | 写疏所解案 | 天平19.12.6 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -33 | 写疏所解案 | 天平20.1.22 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -34 | 写疏所解案 | 天平20.1.24 | 作成 | | (筆の請求→)筆受納・充当の記録 |
| | -35 | 写疏所解案 | 天平20.2.6 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -36 | 写疏所解案 | 天平20.2.8 | 作成 | | (筆の請求→)筆受納・充当の記録 |
| | -37 | 写疏所解案 | 天平20.2.12 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -38 | 写疏所解案 | 天平20.2.13 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -39 | 写疏所解案 | 天平20.2.16 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -40 | 写疏所解案 | 天平20.2.27 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -41 | 写疏所解案 | 天平20.3.3 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |

| | | | | | | |
|-------------|----------|-----|---------------|---|------------------------------------|--|
| 写疏所(→造東大寺司) | 三59~60 | (X) | Z7③裏 | 2 | 一次、豊前国仲津郡丁里戸籍(大宝2、一183~185) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三61 | | | | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三62 | | | | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三69 | | Z8④裏 | 2 | 一次、豊前国上三毛郡加自久也里戸籍(大宝2、一196~197) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 十261~262 | | | | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 三82 | | Z8⑫裏 | 2 | 一次、豊前国上三毛郡加自久也里戸籍(大宝2、一203~204) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 八473~474 | XI | ZZ34-1<13> | 2 | 一次、市原王状(天平21、二四518) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 八474 | | | | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 八474~475 | | ZZ34-1<14> | 1 | 追記あり。 | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 八475 | | ZZ34-1<15> | 1 | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 八476 | | ZZ34-1<16> | 2 | 一次、写実雲経校正注文(年月日欠、一九550) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 八476~477 | | ZZ34-1<17~19> | 1 | | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 八477 | | ZZ34-1<23> | 2 | 一次、奉写疏集伝目録(年月日欠、一二543~545) | |
| 写疏所(→造東大寺司) | 八477~478 | | | | | |
| 写経所(→造東大寺司) | 八478 | | | | | |
| 写書所(→造東大寺司) | 八478~479 | | ZZ34-1<24> | 2 | 一次、奉写疏集伝目録(年月日欠、一二543~545) | |
| 写経所(→造東大寺司) | 八479 | | | | | |
| 写書所(→造東大寺司) | 八479~480 | | | | | |
| 写書所(→造東大寺司) | 八480~481 | | ZZ34-1<25> | 2 | 一次、奉写疏集伝目録(年月日欠、一二543~545)、裏書「四秩」。 | |
| 写経所 | 八481 | | | | | |
| 写経所(→造東大寺司) | 八481 | | | | | |
| 写経所 | 八482~483 | | ZZ34-1<26> | 2 | 一次、奉写疏集伝目録(年月日欠、一二543~545)、裏書「題了」。 | |

| | | | | | | |
|------|-----|---------|-----------|--------|--|--------------------|
| (27) | -42 | 写疏所解案 | 天平20.3.7 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -43 | 写疏所解案 | 天平20.3.15 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -44 | 写疏所解案 | 天平20.3.24 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -45 | 写疏所解案 | 天平20.4.3 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -46 | 写疏所解案 | 天平20.4.5 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -47 | 写疏所解案 | 天平20.5.11 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -48 | 写疏所解案 | 天平21.2.27 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -49 | 写疏所解案 | 天平21.3.25 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -50 | 写疏所解案 | 感宝1.5.3 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -51 | 写疏所解案 | 感宝1.6.13 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -52 | 写疏所解案 | 勝宝1.7.21 | 作成 | | (筆の請求→)筆受納・充当の記録 |
| | -53 | 写疏所解案 | 勝宝1.11.11 | 作成 | | (筆の請求→)筆受納・充当の記録 |
| | -54 | 写疏所解案 | 勝宝2.2.18 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -55 | 写疏所解案 | 勝宝2.7.1 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -56 | 写経所解案 | 勝宝2.7.29 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -57 | 写書所解案 | 勝宝2.8.19 | 作成 | | (筆の請求→)筆受納・充当の記録 |
| | -58 | 写経所解案 | 勝宝2.9.30 | 作成 | | (筆の請求→)筆受納・充当の記録 |
| | -59 | 写書所解案 | 勝宝3.5.16 | 作成 | | (筆の請求→)筆受納・充当の記録 |
| | -60 | 写書所解案 | 勝宝3.5.26 | 作成 | | (筆の請求→)筆受納・充当の記録 |
| | -61 | 写経所請筆墨帳 | 勝宝3.5.27 | ～7.12 | | 筆墨受納・充当の記録 |
| | -62 | 写経所解案 | 勝宝3.8.7 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨受納・充当の記録 |
| | -63 | 写経所請筆墨帳 | 勝宝3.8.24 | ～4.2.6 | | 筆墨受納・充当の記録 |

| | | | | | |
|---------------------|-----------|-------|-----------------------------------|---|--|
| 写経所 | 八483 | (Ⅺ) | | | |
| 写書所(→造東大寺司) | 八483～484 | | ZZ34-1(27) | 1 | |
| 写書所(→造東大寺司) | 八484 | | ZZ34-1(27) | 1 | |
| 写書所(→造東大寺司) | 八484 | | ZZ34-1(27) | 1 | |
| 写書所 | 八485～486 | | ZZ34-1(27～28) | 1 | |
| 写疏所 | 二四267 | | ZZ16-6(19) | 1 | |
| (金光明寺造物所政所→) 写疏所 | 二353 | | ZZ34-1(5)裏 | 1 | 二次、[27-6～8] |
| 写疏所(→金光明寺造物 所政所) | 二四248～249 | | ZZ27-4(16)裏 | 1 | 二次、[32] |
| 写疏所 | 二四289～290 | | ZZ35-6(28)裏 | 1 | 二次、経師等写疏紙筆墨 充帳(天平18、九22～23) |
| 写疏所(→金光明寺造物 所政所) | 八487～488 | | ZZ27-4(16) | 2 | 一次、[30] |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | | - | 各文書参照 |
| 写疏所(→金光明寺造物 所政所) | 各文書参照 | 各文書参照 | | - | |
| 写疏所(→金光明寺造物 所政所) | 八488～489 | | ZZ27-4(17) | 1 | 付箋「廿七ノ九」「六」、未 修日録578「一枚」。 |
| 写疏所(→金光明寺造物 所政所) | 八489～490 | | | | |
| 写疏所(→金光明寺造物 所政所) | 二438～439 | | S13⑤(1)裏 | 2 | 一次、和泉監正税帳(天平 9、二85～86) |
| 安曇広万呂→写疏所 | 二四273～274 | | ZZ23-4(69) | 1 | 「不」と記し、抹消。 |
| 写疏所 | 二四284～287 | | ZB48④裏、ZZ23-5 (42)、ZZ23-5(42)裏 | 1 | 二次、千字文(ZB48④、未 収) |
| 写疏所 | 二四274 | | ZZ26-3(5) | 1 | 二次、常疏校帳(天平15 [天平16.8.27分]、八381 ～382) |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | | - | 各文書参照 |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | | - | 各文書参照 |
| 写疏所 | 八497～498 | | ZZ26-4(1～2) | 1 | |
| 写疏所 | 八498 | | ZZ26-4(3) | 1 | |
| 写疏所 | 八498～499 | | ZZ26-4(4) | 1 | |
| 写疏所 | 八499 | | ZZ26-4(5) | 1 | 裏書「鳥取宅麻呂写成唯 識論掌中□(抹消)」。 |

| | | | | | | | |
|------|----------------|---------------------|------------|------------------|-----------------------------|------------------------|---------|
| (27) | -64 | 写経所請筆文 | 勝宝4.③.27 | 作成 | | (筆請求→)筆受納・ 充当記録 | |
| | -65 | 写書所解案 | 勝宝4.4.18 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨 受納・返上の記録 | |
| | -66 | 写書所解案 | 勝宝4.7.6 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨 受納の記録 | |
| | -67 | 写書所解案 | 勝宝4.8.26 | 作成 | | (筆墨の請求→)筆墨 受納・返上の記録 | |
| | -68 | 写経所請筆墨帳 | 勝宝4.11.15 | ～5.11.25 | | 筆墨受納・返上の記 録 | |
| 28 | 辛国人成経疏本奉請 文 | 天平16.6.23 | 作成 | 五月一日経 | 経本借受の記録 | | |
| 29 | 金光明寺造物所符案 | 天平16.7.22 | 作成 | 写経一般 | 校正時の布施減額・ 支給法・手続きの伝 達 | | |
| 30 | 写疏所解案 | (天平16.7.23以前) | 作成 | 五月一日経・間写 | 書写経典の報告 | | |
| 31 | 間写勘出文 | (天平16.7.18～23 ヵ) | 作成 | 間写 | 校正の記録 | | |
| 32 | 装演等送紙受充文案 | 天平16.7.26 | 作成 | 五月一日経・間写 | 料紙受充の報告 | | |
| 33 | | 装演等紙進送帳 | 天平16.7.29 | ～17.5.11 | 五月一日経・間写 | 料紙受納・用途・用紙 等の記録 | |
| | -01 | 写疏用紙并料物申送 文案 | 天平16.12.23 | 作成 | 五月一日経・間写 | 料紙受納・用途・用紙 等の報告 | |
| | | 写疏用紙并料物申送 文案 | 天平16.7.29 | 作成 | 五月一日経・間写 | 料紙受納・用途・用紙 等の報告 | |
| | -02 | 写疏用紙并料物申送 文案 | 天平16.12.23 | 作成 | 五月一日経・間写 | 料紙受納・用途・用紙 等の報告 | |
| | -02 | 写疏用紙并料物申送 文案 | 天平17.5.11 | 作成 | 五月一日経・間写 | 料紙受納・用途・用紙 等の報告 | |
| 34 | 安曇広万呂写経手実 | (天平16.8ヵ) | 作成 | ? | 写経手実 | | |
| 35 | 得考舎人等考内行事 帳 | 天平16.8 | ～17.7 | 五月一日経・間写・私 願経 | 作業状況の記録 | | |
| 36 | 常疏校帳 | 天平16.8.27 | | 五月一日経 | 校正の記録 | | |
| 37 | | 写経論疏勘出手実帳 | 天平16.9.27 | ～18.1.24 | 五月一日経・間写ほ か | 校正記録→布施増減 の台帳 | |
| | -01 | 写経論疏勘出手実帳 | 天平16.9.27 | ～17.7 | | 校正記録→布施増減 の台帳 | |
| | | -01 | 勘出手実 | 天平16.10.10 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -02 | 勘出手実 | 天平16.10.9 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -03 | 勘出手実 | 天平16.10.18 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| -04 | 勘出手実 | 天平16.9.27 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |

| | | | | | |
|-----|---------------------|----------------------|---|--------------------------------------|----------------------------|
| 写疏所 | 八499 | ZZ26-4(6) | 1 | | |
| 写疏所 | 八499~500 | ZZ26-4(7) | 1 | | |
| 写疏所 | 八500 | ZZ26-4(8) | 1 | | |
| 写疏所 | 八501 | ZZ26-4(9) | 1 | 二次、疏本并用紙注文案 (天平17、二四295) | |
| 写疏所 | 八501 | ZZ26-4(10) | 1 | | |
| 写疏所 | 八501~502 | ZZ26-4(11) | 1 | | |
| 写疏所 | 八502 | ZZ26-4(12) | 1 | | |
| 写疏所 | 八502 | ZZ26-4(13) | 1 | | |
| 写疏所 | 八503 | ZZ26-4(14) | 1 | | |
| 写疏所 | 八503 | ZZ26-4(15) | 1 | | |
| 写疏所 | 八504~505 | ZZ26-4(16) | 1 | | |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | - | 各文書参照 | |
| 写疏所 | 八505 | ZZ26-4(17) | 1 | | |
| 写疏所 | 八505~506 | ZZ26-4(18) | 1 | | |
| 写疏所 | 八506 | ZZ26-4(19) | 1 | | |
| 写疏所 | 八506 | ZZ26-4(20) | 1 | | |
| 写疏所 | 八506 | ZZ26-4(21) | 1 | | |
| 写疏所 | 八506 | ZZ26-4(22) | 1 | | |
| 写疏所 | 八507 | ZZ26-4(23) | 1 | 裏書(習書)。 | |
| 写疏所 | 八507 | ZZ26-4(24) | 1 | | |
| 写疏所 | 八508 | ZZ26-4(25) | 1 | 裏書「疏界」。 | |
| 写疏所 | 八508 | ZZ26-4(26) | 1 | | |
| 写疏所 | 八508~509 | ZZ26-4(27) | 1 | | |
| 写疏所 | 二四395 | Z18①裏 | 2 | 一次、優婆塞貢進文(天平 14、二319~320) | |
| 写疏所 | 二四327 | ZB47③裏 | 2 | 一次、優婆塞貢進文(天平 14、二314~315) | |
| 写疏所 | 八509~510 | ZZ26-4(28~29) | 1 | | |
| 写疏所 | 八510 | ZZ26-4(30) | 1 | | |
| 写疏所 | 八511 | ZZ26-4(31) | 1 | | |
| 写疏所 | 八511 | ZZ26-4(32) | 1 | 裏書「一」。 | |
| 写疏所 | 二358 | S17④裏 | 2 | 一次、駿河国正税帳(天平 9、二71~73) | |
| 写疏所 | 二四274~275 | ZZ11-1(2) | 1 | | 付箋「十九帙三卷」。未収 目録319「一枚」。 |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | - | 各文書参照 | |
| 写疏所 | 二359(拾遺4[1] 裏) | 静岡県立美術館所蔵 断簡①(1)裏 | 2 | 一次、山背国愛宕郡里未 詳計帳(天平4、一544~ 546) | |
| 写疏所 | 未収(拾遺4[1] 裏)、九56 | | | | |

| | | | | | | | |
|------|-------|---------------|------------|------------|--------------|-------------|--------------|
| (37) | (-01) | -05 | 勘出手実 | 天平16.10.7 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -06 | 勘出手実 | 天平16.12.17 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -07 | 勘出手実 | 天平17.4.18 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -08 | 勘出手実 | 天平17.5.10 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -09 | 勘出手実 | 天平17.5.10 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -10 | 勘出手実 | 天平17.5.10 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -11 | 勘出手実 | 天平17.6.20 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -12 | 勘出手実 | 天平17.6.28 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -13 | 勘出手実 | 天平17.6.28 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -14 | 勘出手実 | 天平17.7.3 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -15 | 可減銭歴名 | 天平17.7 | 作成 | | 布施減額の集計 |
| | | -02 | 写経論疏勘出手実帳 | 天平17.7.1 | ~18.1 | | 校正記録→布施増減の台帳 |
| | | -01 | 勘出手実 | 天平17.7.1 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -02 | 勘出手実 | 天平17.7.6 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| | | -03 | 勘出手実 | 天平17.7.2 | 作成 | | 校正結果の報告 |
| -04 | 勘出手実 | 天平17.7.24 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -05 | 勘出手実 | 天平17.7.24 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -06 | 勘出手実 | 天平17.6.24 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -07 | 勘出手実 | 天平17.8.23 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -08 | 勘出手実 | 天平17.9.8 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -09 | 勘出手実 | 天平17.9.9 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -10 | 勘出手実 | 天平17.9.22 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -11 | 勘出手実 | 天平17.9.21 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -12 | 可減銭歴名 | 天平18.1 | 作成 | | 布施減額の集計 | | |
| -13 | 可充銭歴名 | 天平18.1 | 作成 | | 布施支給の集計 | | |
| -03 | 勘出手実 | (天平16.10.30カ) | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -04 | 勘出手実 | 天平18.1.14 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -05 | 勘出手実 | 天平18.1.24 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| -06 | 勘出手実 | 天平18.1.24 | 作成 | | 校正結果の報告 | | |
| 38 | | 文選充本帳 | 天平16.10.8 | 作成 | 私書 | 充本・作業状況の記録 | |
| 39 | | 私写雑経疏充本等帳 | 天平16.10.8 | ~17.3.10 | 私願経ほか | 充本・料紙利用等の記録 | |
| 40 | | 先一切経筆墨納并充帳 | 天平16.10.25 | ~20.3.25 | 大官一切経(先写一切経) | 筆墨納充の記録 | |
| -01 | | 先一切経筆墨納充帳 | 天平16.10.25 | 作成 | 大官一切経(先写一切経) | 筆墨納充の記録 | |
| -02 | | 先一切経筆墨納帳 | 天平18.1.11 | ~19.2.25 | 大官一切経(先写一切経) | 筆墨受納の記録 | |

| | | | | | |
|----------------------|--|-------------------|---|----------------------------------|----------------------------------|
| 写疏所 | 九56～64、54～55、56 | Z11裏 | 2 | 一次、山背国愛宕郡里未詳計帳(天平4、一524～538) | |
| | | Z13②(2)裏 | 2 | 一次、山背国綴喜郡大住郷?隼人計帳(天平7、一646～648) | |
| | | Z13②(1)裏 | 2 | 一次、山背国綴喜郡大住郷?隼人計帳(天平7、一646) | |
| 写疏所 | 八512～513 | ZB48⑤裏 | 2 | 一次、写書破紙(凡網経疏下卷卅六、未収) | |
| 金光明寺造物所政所(→甲可宮) | 二四275～276 | Z30⑮ | 1 | 二次、経師等上日案(天平20、二四520) | |
| 写疏所 | 二四280～281 | ZZ37-9(59～65) | 1 | | 付箋「冊七」「十五ノ六」、未修日録233「(×)四(六)枚」。 |
| 写疏所 | 各文書参照 | 各文書参照 | - | 各文書参照 | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二365～366、366～369、369～370、370～371、八514、二371～374、385、374～376、376～378、386～387 | S37④(3)裏 | 2 | 一次、淡路国正税帳(天平10、二105) | |
| | | S37④(2)裏 | 2 | 一次、淡路国正税帳(天平10、二102～105) | |
| | | S37④(1)裏 | 2 | 一次、淡路国正税帳(天平10、二102) | |
| | | S29⑦裏 | 2 | 一次、但馬国正税帳(天平9、二65～66) | |
| | | S34③裏 | 2 | 一次、隠岐国正税帳(天平4、一452) | |
| | | S29⑥裏 | 2 | 一次、但馬国正税帳(天平9、二64～65) | |
| | | S29②裏 | 2 | 一次、但馬国正税帳(天平9、二57) | |
| | | S29⑤裏 | 2 | 一次、但馬国正税帳(天平9、二62～63) | |
| | | S29④裏 | 2 | 一次、但馬国正税帳(天平9、二62) | |
| | | S29①(1)裏 | 2 | 一次、但馬国正税帳(天平9、二55～56) | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 二378～384、385、385 | S29③裏、②(1)裏、①(2)裏 | 2 | 一次、但馬国正税帳(天平9、二58～61、二57、二56～57) | |
| | | S29②(1)裏 | 2 | 一次、但馬国正税帳(天平9、二57) | |
| | | S29①(2)裏 | 2 | 一次、但馬国正税帳(天平9、二56～57) | |
| 写経所(→金光明寺造物所政所→皇后宮?) | 二四283～284、八516～520、520 | ZZ42⑤ | 1 | | 端裏「布施文不用ノ右、從天平十六年八月一日、至十二月十六日書者」 |
| | | S34⑤裏 | 2 | 一次、隠岐国正税帳(天平4、一453～457) | |

| | | | | | | |
|------|-----|-----------|------------|----------|--------------|---------------|
| (40) | -03 | 先一切経筆墨充帳 | 天平18.2.6 | ~20.3.25 | 大官一切経(先写一切経) | 筆墨充当の記録 |
| 41 | | 常疏始校帳 | 天平16.10.27 | ~17.1.29 | 五月一日経 | 校正開始の記録 |
| 42 | | 金光明寺造物所解案 | 天平16.10.30 | 作成 | - | 経本・料紙進送の報告 |
| 43 | | 常疏紙納充注文 | 天平16.11.28 | ~12.3 | 五月一日経 | 料紙納充の記録 |
| 44 | | 写疏所布施文案 | 天平16.12.18 | 作成 | 五月一日経・間写 | 布施の申請 |
| | -01 | 写疏所解案 | 天平16.12.18 | 作成 | 五月一日経・間写 | 作業状況の記録→布施の申請 |
| | -02 | 写経所解案 | 天平16.12.18 | 作成 | 間写 | 作業状況の記録→布施の申請 |
| 45 | | 写経所解案 | 天平16.12.18 | 作成 | 五月一日経・間写 | 布施の申請 |

| | | | | | |
|-----------------|-------------------|--------------------------|---|-------------------------------|------------|
| | | S34④裏 | 2 | 一次、隠岐国正税帳(天平4、一453) | |
| 写疏所(→金光明寺造物所政所) | 八515～516、八520～524 | S34⑦裏 | 2 | 一次、隠岐国正税帳(天平4、一459～460) | |
| | | S34⑥裏 | 2 | 一次、隠岐国正税帳(天平4、一456～459) | |
| 写疏所 | 未収 | ZZ35-5(1～2) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一290～291) | 往来軸「常疏紙充」。 |
| | | ZZ35-5(3～7) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、281～290) | |
| | | ZZ35-5(8～12) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一270～281) | |
| | | ZZ35-5(13～14) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一267～270) | |
| | | ZZ35-5(15) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一254～255) | |
| | | ZZ35-5(16) | 2 | 一次、出雲国計会帳(天平6、一602) | |
| | | ZZ35-5(17～21) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一258～266) | |
| | | ZZ35-5(22) | 2 | 一次、山城国愛宕郡郷里未詳計帳(天平5、一542～543) | |
| | | ZZ35-5(23) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一257～258) | |
| | | ZZ35-5(24～25) | 2 | 一次、出雲国計会帳(天平6、一603) | |
| | | ZZ35-5(26) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一257) | |
| | | ZZ35-5(27～28) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一255～256) | |
| | | ZZ35-5(29) | 2 | 一次、山城国愛宕郡郷里未詳計帳(天平5、一541～542) | |
| | | ZZ35-5(30) | 2 | 一次、出雲国計会帳(天平6年、601～602) | |
| | | ZZ35-5(31～32) | 1 | | |
| ZZ35-5(33) | 2 | 一次、大根申請継文(天平17、二468～469) | | | |

| | | | | | |
|------|-------|------------|-----------|----------|-------|
| (45) | | | | | |
| 46 | 写疏所解案 | 天平16.12.18 | 作成 | 五月一日経・間写 | 布施の申請 |
| 47 | 常疏紙充帳 | 天平16.12.5 | ～勝宝2.9.30 | 五月一日経 | 紙充帳 |

| | | | | | |
|----------------|-----------|-------------------|---|--------------------------------|-----------------------------|
| | | ZZ35-5(34~35) | 2 | 一次、下総国葛飾郡大嶋郷戸籍(養老5、一266~267) | |
| | | ZZ35-5(36) | 2 | 一次、出雲国計会帳(天平6、一604) | |
| | | ZZ35-5(37~38) | 1 | | |
| | | ZZ35-5(39) | | 一次、民部省解(天平17、二478) | |
| | | ZZ35-5(40~42) | 1 | | |
| | | ZZ35-5(43) | 2 | 一次、大糧申請継文(天平17、二471~472) | |
| | | ZZ35-5(44~46) | 1 | | |
| | | ZZ35-5(47) | 2 | 一次、喪儀司解(天平17、二475) | |
| | | ZZ35-5(48) | 1 | | |
| 金光明寺造物所政所(→内裏) | 二387~388 | Z22 ¹³ | 1 | 二次、経師等上日案(天平20、二四518~519) | |
| 慈訓→写疏所 | 二四268 | ZZ23-5(20)裏 | 1 | 二次、常疏充装潢等帳(天平15〔17分〕、九425~427) | |
| 写疏所 | 二四282 | ZZ37-9(51) | 1 | | 付箋「廿五ノ九」「卅一」。 |
| 写疏所 | 二四288~289 | ZZ37-9(34) | 1 | | 付箋「廿二」「四十三ノ九」、未修目録1126「一枚」。 |

| | | | | | |
|------|-----------|----------------|----|--------|-----------------------|
| (47) | | | | | |
| 48 | 金光明寺造物所解案 | (天平16.12.25以降) | 作成 | - | 経本返却の請求 |
| 49 | 僧慈訓状 | (天平17年以前) | 作成 | ? | 貸出経本の変更願 |
| 50 | 請麻紙注文 | (?.11.10) | 作成 | ? | 料紙請求の記録 |
| 51 | 先一切経遺紙散用帳 | ? | 作成 | 大官一切経? | 借用官紙等の用途・ 利用状況等の記録 |